

支援措置番号	201001
担当省庁	警察庁
支援措置事項名	映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	道路交通法第77条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	映画ロケ、イベント等及びカーレースのため道路を使用しようとする者は、警察署長の許可を受ける必要があります。
支援措置を設ける趣旨	地域活性化等を目的とするイベント等の道路使用について、その社会的意義を踏まえ、道路使用許可手続の円滑化を図るものです。
支援措置の内容	<p>都道府県警察に対し、地域活性化等に資する映画ロケ、イベント(オープンカフェの設置を含む。)等及びカーレースに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出しました。地域活性化等に資する映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用については、この通達を踏まえ、警察署長が、地域住民や道路利用者等の意見を踏まえつつ、個別具体的な事情に照らして許可することとなりますので、具体的な内容について所轄警察署に相談して下さい。</p> <p>なお、通達の内容は警察庁のホームページ(<a href="http://www.npa.go.jp/">http://www.npa.go.jp/</a>)をご参照下さい。</p>
今後の検討スケジュール	平成16年3月、都道府県警察に対して通達を発出しました。
特記事項	特になし

支援措置番号	201002
担当省庁	警察庁
支援措置事項名	民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	道路交通法第77条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	道路を使用しようとする者は、警察署長の許可を受ける必要があります。
支援措置を設ける趣旨	民間事業者等が地域の合意に基づいて行う街の賑わいに資する道路使用について、その社会的意義を踏まえ、道路使用許可手続の円滑化を図るものです。
支援措置の内容	平成16年度中に、都道府県警察に対し、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、道路使用許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用を図るための通達を発出することとしています。
今後の検討スケジュール	平成16年度中に都道府県警察に対して通達を発出することとしています。
特記事項	特になし

支援措置番号	230001
担当省庁	警察庁、国土交通省
支援措置事項名	道路使用許可・道路占用許可の手續改善
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	道路交通法第77条 道路法第32条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	道路を使用しようとする場合、警察署長による道路使用許可と道路管理者による道路占用許可の両方が必要であることがあります。
支援措置を設ける趣旨	申請者の負担軽減に資するため、道路使用許可と道路占用許可の両方が必要である場合について、手續の一層の簡素合理化を図るものです。
支援措置の内容	平成16年度中に、道路使用許可と道路占用許可の両方が必要である場合について、一方の窓口に一括して申請できる制度を申請者に広く周知しその活用を促進するなど、手續の一層の簡素合理化を図るための通達を発出することとしています。
今後の検討スケジュール	警察庁及び国土交通省が連携・調整の下、平成16年度中に都道府県警察及び道路管理者に対して通達を発出することとしています。
特記事項	特になし

支援措置番号	212002
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	道路占用許可弾力化(オープンカフェ等)
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	
支援措置を設ける趣旨	地域活動の円滑化のためのガイドラインを新たに作成し、より創意工夫を活かした道路占用許可が可能となるようにするものです。
支援措置の内容	地域活動の円滑化のため、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行う仕組み、イベント等により得られた収入を道路の維持管理活動等に還元することなどを可能とする仕組みについて、ガイドラインを新たに作成し、周知します。
今後の検討スケジュール	平成16年度中に通知を発出することとしています。
特記事項	特になし